

配食サービス利用に係る注意事項

《弁当の配達について(お昼のお弁当の配食サービスです)》

- ・配食可能日は、月曜日～金曜日週5日を限度としてご希望の日に自宅まで配達します。
- ・土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)の配達は、行いません。
- ・利用する日の午前9時30分から正午までに、安否を確認すると共にご本人に配達します。

弁当が届くまでは、必ず自宅にいてください。外出等を理由に箱の中に弁当を入れることは出来ません。必ず直接受け取ってください。
※不在だった場合、弁当の再配達はしません。

《キャンセルの方法》

- ・キャンセルの方法は、配食サービス事業給食業者一覧を確認して、直接給食業者へ連絡してください。

連絡なくキャンセルされた場合は、弁当代金と270円(委託料)を加算した額を徴収させていただきます。※弁当はお渡しできません。

※キャンセル方法以外のキャンセルが続くようであればサービス利用をお断りさせていただきます場合があります。

《弁当の受領確認について(お願い)》

- ・月末に給食業者が裏面の「配食受領確認書」を持参し、配食サービスの受領を確認しますので、その際は内容を確認し自署していただきますようお願いいたします。

《業者変更および中止について》

- ・給食業者の変更は、1か月(月単位)で変更可能です。その際は、希望する月の10日前までに、利用変更(中止)届出書を本会へ提出してください。(月の途中からの変更はできません。)
- ・施設入所や死亡等で今後、配食サービスを利用しない場合は、利用変更(中止)届出書を本会へ提出してください。
- ・入院等で一時的な休止の場合は届出書の提出は不要ですが、休止の連絡を本会まで必ずご連絡ください。

《緊急時の対応および緊急連絡先について》

- ・配達時に不在の場合は緊急連絡先に連絡をさせていただきます。
- ・配達時に体調不良等で緊急を要する場合は緊急要請をする場合がございます。
- ・緊急連絡先の電話番号等に変更が生じた場合は迅速に本会へ報告をお願いします。

住所・世帯状況の変更がある場合は、必ず社会福祉協議会へ連絡してください

連絡先 蟹江町社会福祉協議会 電話 0567-96-2940

配食受領確認書

蟹江町社会福祉協議会長 様

令和 年 月分

利用者番号	氏名	配食数

内 訳	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	

○印が利用日

利用日を確認していただきましたら、自署のうえ給食業者にお渡してください。

私は、上記について確認をしました。氏名 _____